

第106回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和5年8月7日（月）午後2時～4時10分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎9階 9-A-1会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員

采女博文委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、宇都由美子委員、鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課、農政課、生活排水対策室

4 審議対象法人（出席者）

公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（専務理事1名、事務局2名）

5 報告対象法人（出席者）

公益財団法人鹿児島県環境保全協会（専務理事1名、事務局2名）

6 議事

議事1 審議会の公開・非公開について

議事2 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

- ・ 公益社団法人 鹿児島県農業・農村振興協会

(2) 次回の継続審議案件について

(3) 答申について

議事3 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

- ・ 公益財団法人 鹿児島県環境保全協会

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和4年度下半期分）

7 議事要旨及び議決事項

議事1 審議会の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は、委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事2 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件については、次回に継続しない旨の議決がなされた。

(3) 答申について

議長が、本日の審議案件の答申案について事務局に説明を求め、その後、委員に諮ったところ、出席委員全員一致で答申案のとおり変更認定基準に適合すると認める旨の議決がなされた。

議事3 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

公益財団法人 鹿児島県環境保全協会

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人について、自浄能力を有することが何え、今後とも再発防止策を着実に実行すること等により、公益法人としての適正な運営が確保されるものとして、公益法人及び指定検査機関として信頼を損なうことがないような管理・監督及び引き続き、手数料徴収の非現金化の推進を求める旨の意見について説明がなされた後、質疑が行われた。

質疑終了後、審議会における追加の報告は求めず、所管課による適切な指導監督を行うこととされた。

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和4年度下半期分）

令和4年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定等に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和4年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。